

## 令和 4 年度個人住民税検討会 開催要綱

## 1. 趣 旨

個人住民税は、様々な行政サービスの実施主体である地方団体が課税主体となって、受益者である住民に広く課税するものである。

こうした特性を有する個人住民税に関し、経済社会情勢の変化や政府・与党における税制の議論を踏まえ、今後の個人住民税のあり方や制度的・実務的な課題について、幅広く検討するために本検討会を開催する。

## 2. 名 称

本検討会の名称は、「個人住民税検討会」（以下「検討会」という。）とする。

## 3. 検 討 項 目

これまでの個人住民税の主な改正を踏まえ、今後の中長期的な課題（現年課税化等）の分析や委員等からの事例発表を交えながら議論する。

## 4. 委 員

別紙のとおり。

## 5. 座 長

- (1) 検討会には、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

## 6. 議 事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは有識者に会議への出席を求め、会議においてその意見を聞くことができる。

## 7. そ の 他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治税務局市町村税課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が別に定める。
- (3) 検討会は、公開しないが、検討会終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。